時事新報は全國中紙面の最も廣き新聞紙なり

時事新報には毎號詳細なる商況物價の報告あり

時事新報

明治廿八年五月九日　水曜日
舊暦乙未四月十五日(丙、辰)
日　出午前四時四十三分　入午後六時三十二分
月　出午後七時八分　入午前四時十八分
滿潮　午前五時九分　午後五時三十分
(紀元二千五百五十五年)
年始より　百二十九日
年末まで　二百三十六日

時事新報

東京市中の電氣鐵道

東京の人口は今日百何十萬に過ぎざれども其面積よりいふときは世界に稀なる大都會にして倫敦を除くの外歐米諸大國の首府と比較して譲るとも劣るとなし西洋人の説に東京は一大都會と稱するよりも寧ろ數小都會の集合と稱する方適當なりと云ふ者ある程の次第にして其面積の廣濶たるに隨て市内の往來交通に時を要するとも實に甚だしく人事いよ〳〵繁多にして其不便いよ〳〵著しきは東京人の常に訴ふる所なり然るに目下の處、新橋を發して上野、淺草に達する僅々數十丁の馬車鐵道の外に整頓せる運輸の方法とては更になく市中の各處に往來せんとする者は特に自から馬車人力車を雇ふか然らざれば徒歩するの一方あるのみ左れば場合に由りては單に一市内一度の往來に一時間乃至二時間を要するとさへあり人口次第に増殖して往來交通日に益す盛ならんとするの今日、須臾も看過す可らざる一大不都合にして若しも之を此まゝに打棄て置くときは今後首府の繁昌に容易ならざる影響を及ぼすは鏡に懸けて見るが如し然らば則ち如何にして此不便利を除き東京をして四通八達往來自由の大都會たらしめんかと云ふに我輩の所見を以てすれば何處とも云はず市中到る處に盛に電氣鐵道を敷設するとぞ最近最良の方策なりと斷言する者なり抑も電氣鐵道なるものは極めて近來の新發明にして其本家本元とも云ふ可き北米合衆國に於てすら始めて之を實用に供せしは僅かに十年前なれども(千八百八十四年オハヨ州クリーヴランド市にて試驗の爲め電氣鐵道を敷き客車一輛を運轉したるを以て嚆矢とす)爾來非常なる進歩を現はし今は合衆國内に千餘の電氣鐵道ありて其總哩數は實に一萬哩に達し諸會社の資本を合すれば凡そ金貨六億弗なりと云ふ電氣鐵道が斯の如き盛况を現はしたる所以のものは畢竟するに經費少なくして得る所の便利多きが爲めのみ其馬車鐵道に比較して遙に利益なるは實際の經驗に由て最早や疑ふ可らざる事實と爲りたれば合衆國[illegible]は全く馬車鐵道の跡を絶つも蓋し二三年を出でざるならん右の如き次第なれば我東京市民も徒に米國人の爲す所を傍觀するとなく速に現在の馬車鐵道を電氣に改め又[illegible]路を市内に敷設して以て東京をして[illegible]なる商業[illegible]の方針を取らんこと我輩の[illegible]も[illegible]する所なり[illegible]電氣鐵道にして盛に敷設せらるゝときは現在の電話線(單線式)に影響を及ぼし[illegible]あるやも[illegible]電話線の[illegible]線式を[illegible]めて[illegible]線式を採るときは此[illegible]電氣鐵道の[illegible]保證する所[illegible]にして[illegible]て文明の[illegible]げんとするの[illegible]の爲めに其小事の狹小にして其事理に暗き者の[illegible]

雜報

○捕獲審檢所檢定

帝國軍艦筑波のため拿捕せられたる英國汽船益生號及び其搭載貨物の一部に對し本月一日捕獲審檢所に於て左の如く檢定せり

檢定書

明治二十八年四月九日清國直隸省大沽沖に於て帝國軍艦筑波の爲め拿捕せられたる英國倫敦の印度支那汽船航海會社所屬なりと稱する汽船益生號及び其搭載貨物捕獲事件に付汽船益生號及び別紙目録の貨物に對し檢察官の意見書を閲し檢定を爲すこと左の如し

筑波艦長黒岡帶刀供述の要領は帝國軍艦筑波が清國直隸省大沽沖に碇泊中明治二十八年四月八日午前十一時三十分頃英國汽船益生號は清國上海より同國芝罘を經て大沽海岸を距る凡そ八海里の處に到着したり筑波艦長は即日乘組士官荒尾海軍大尉同高木海軍少尉をして益生號に臨檢せしめたるに船長フラッドレーは船舶書類を示し戰時禁制品を搭載せざる旨陳述したるを以て臨檢士官は搜索を爲さずして退船せり然るに翌九日大沽タッグ　エンド　ライター會社所有の荷船北京號に小銃彈藥包を搭載しありて該貨物は益生號より轉載したるものなるとを發見せしにより同日更に荒尾、高木の兩士官を益生號に臨檢せしめたりしに船長は臨檢士官の問に答へ北京號にあるスチールバーを稱する貨物は益生號より轉載せしに相違なき旨を申立て又其發送者の氏名及び右スチールバーに牽連する貨物或は書類有無の問に對し船長は積荷目録寫并に其明細簿(積荷差圖書を云ふ)を示し該貨物は在清國上海獨國アールデルプ會社の發送したるものにして尚は船内に同會社の發送に係るチャイニースブック四箱ある旨を答へたり依て臨檢士官は右書類を檢閲したるに積荷目録寫にはパンアーステル二百二十四箇とあり明細簿にはパンアーステル二百二十箇チャイニースブック四箇とあるを認めたるによりチャイニースブックと稱する貨物を點檢せんことを求め船長と共に其一箱を展開せしに江南機器製造局快利槍子彈五百箇と記したる小函五箇あり其小函の中には連發銃用裝彈筐あるを發見したり茲に於てチャイニースブックと詐稱せる戰時禁制品搭載の廉を以て臨檢士官をして直に之を拿捕せしめたりと云ふにあり

仍て捕獲審檢官の面前に於て爲したる關係人の申供聽取書及關係人より提出したる書類并に其他の附屬書類に據り審案するに汽船益生號は英國倫敦の印度支那汽船航海會社の所有に係り即ち中立國の船舶なり而して現に搭載せる連發銃用裝彈筐即ち戰時禁制品は在清國上海獨國アールデルプ會社より清國天津[illegible]に向け發送せるものにして其數[illegible]共に全く[illegible]用に供する[illegible]小部分に過ぎず且戰時禁制品たる[illegible]をチャイニースブックと稱したるは[illegible]爲め[illegible]を詐稱し若くは其詐稱を[illegible]と認むるに足るべき形跡なし又別紙目録の貨物は敵國人民の所有なるも性質上の戰時禁制品にあらず[illegible]の所有主及[illegible]船長に於て[illegible]品の所有主[illegible]同[illegible]其中用法に依り戰時禁制品[illegible]て敵國の陸海軍に致達すべきもの[illegible]凡そ敵國海港に致達し若くは[illegible]の船舶[illegible]て戰時禁制品を搭載する[illegible]其他の搭載貨物全部に比し一小部分に過ぎざるときは船舶所有主と禁制品の所有主と同一なるか又は船舶所有主若くは船長に於て詐僞の所爲あるにあらざれば單に戰時禁制品のみを捕獲と爲し船舶及び非戰時禁制品は之を解放すべきは國際公法の通理なり又敵國人民の所有にして中立國の船舶に搭載せる貨物は戰時禁制品なるか若くは非戰時禁制品なるも戰時禁制品と同一の所有主に屬する場合の外捕獲すべからざるも亦國際公法の認むる所なりとす以上の理由なるを以て英國汽船益生號及び別紙目録の貨物は拿捕の適法なるに拘はらず捕獲を爲すべきものにあらずとして之を解放す

明治二十八年五月一日

捕獲審檢所長官　人見恒民
捕獲審檢所評定官　千住成貞
捕獲審檢所評定官　畠山重明
捕獲審檢所評定官　田上省三
捕獲審檢所評定官　清水市太郎

(別紙)　貨物目録

一鐵桿　[illegible]　差出人　チンチヨン　六〇八
一鐵桿　同　同　三
一石炭油　同　[illegible]　一、〇〇〇
一[illegible]　同　チンチヨン　[illegible]
一外國製器具　同　同　二
一鐵板　同　同　[illegible]
一帆布　同　同　[illegible]
一印度藍　同　同　一
一銅[illegible]　同　同　一
一船舶用器品　同　[illegible]
一雜貨包　同　[illegible]

以上

○クロンスタット港

露國官報に據ればクロンスタット港專科學校の授業は漸々終了[illegible]降雪多かりしため本季は頗る[illegible]日(二十二日)を以て終了したれば不日宣誓を爲すを終りたれば[illegible]らるべし昨千八百九十四年の乘組水兵隊に入隊したる新[illegible]にしてアストラハンスカキ[illegible]ツツカヤ、ウオロゴツダカ[illegible]スカヤ、シムゼールスカヤ、ロツツカヤ等の諸縣の者[illegible]する者千七百人即ち總員の[illegible]ある者は八百六十四人、[illegible]十六人、其次は[illegible]の百[illegible]十八人、[illegible]匠の[illegible]の四十八人、機關手の三十一[illegible]に割附くる際には此等の[illegible]ある者の中より千八百八十[illegible]擢し之を各[illegible]技藝部は三月六日(十八日)[illegible]何學校に何人を入學せしめ[illegible]明記せられたる[illegible]